



Total assist

住まいの保険

パンフレット 兼 重要事項説明書

本冊子は「トータルアシスト住まいの保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。



東京海上日動の「**トータルアシスト住まいの保険**」は、 あなたの家を○ごと守ります!

マル

商品のしくみ

契約概要

住まいの保険で、
 火災や風災等の
 災害から守ります。
 +
地震保険で
 地震からも守ります。
 +
4つのアシストで、
 日常生活もサポート。
 ||
 つまり、
 お住まいを○ごと
 守ることができるの
 です。



地震保険

地震リスク



メディカル
アシスト

おからだの「もしも」のとき
お客様をサポートします。

事故防止
アシスト

東京海上日動のホームページで、
事故防止情報をご提供します。

4つの アシスト

住まいの選べる
アシスト

事故が起こったときに
再発防止メニューを
ご提供します。

オプション

緊急時助かる
アシスト

カギや水回りのトラブルが
発生したときに
お客様をサポートします。

火災リスク



風災リスク



住まいの 保険

水災リスク



盗難・水濡れ等リスク



破損等リスク



賠償責任リスク
等



オプション

家も暮らしも
トータルで守る



Total assist
住まいの保険

もくじ contents

トータルアシスト
住まいの保険の商品内容
▶▶ P.3~6

I ご契約時にご確認
いただきたいこと
▶▶ P.7~12

II ご契約後にご注意
いただきたいこと
▶▶ P.13~14

[マークのご説明]

契約概要 ご契約いただく保険の、
特に重要な情報です。

注意喚起情報 お客様にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください。

チェック 申込書等で確認して
いただきたい項目です。

用語解説 用語を解説しています。

住まいの保険

保険の対象
をお選び
ください



*1 門、塀、垣や外灯等の敷地内に所在する屋外設備を含みます。
*2 バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。

*3 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高価貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
*4 併用住宅(7ページをご参照ください。)に収容される場合に限りです。

保険金をお支払いする主な場合

契約概要

● **損害保険金** 保険の対象に以下の事故が起こったときに損害保険金をお支払いします。

例えば…

リスク	事故の例	補償内容	おすすめ補償例▶		
			戸建 充実 タイプ	戸建 スタンダード タイプ	マンション 向け タイプ
火災リスク	家が燃えてしまった!	火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します。	●	●	●
風災リスク	台風で屋根が壊れた!	風災、雹災、雪災による損害を補償します。	●	●	●
水災リスク	大雨で家が水びたしに!	水災(床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)による損害を補償します。	●	●	×
盗難・水濡れ等リスク	泥棒に入られた! 水濡れが起きた!	盗難、水濡れ、建物外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等による損害を補償します。	●	●	●
破損等リスク	うっかり窓ガラスを割ってしまった! うっかりテレビを落としてしまった!	上記以外の偶然な事故による破損等の損害を補償します。	●	×	●

●：補償します
×：補償しません

⚠ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)を、**5千円、3万円、5万円**からお選びください。

お支払いする保険金は **損害額(修理費) - 免責金額(自己負担額)** です。(支払限度額(保険金額)を上限とします。)
免責金額(自己負担額)とは… お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

- 家財：建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
- 設備・什器：建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。
- 商品・製品：建物内(軒下を含みます。)に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。
- 水濡れ：給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。



● **費用保険金** 損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

※ **A~F** の費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします。(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。)

例えば…

火事で燃えた建物の燃え残りを片づけたい!

どうして水濡れが起こったのか、調査しなければならない!

強風で物が飛んできて屋根に穴があいた!

A 残存物取片づけ費用保険金
損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用

B 損害原因調査費用保険金
損害が生じた保険の対象を復旧するために必要なその損害の原因の調査費用(①修理付帯費用保険金の一部としてお支払い)

C 仮修理費用保険金
損害が生じた保険の対象の仮修理の費用(①修理付帯費用保険金の一部としてお支払い)

● 上記以外にも以下の費用をお支払いします。

① 修理付帯費用保険金	● 損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用) ● 損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用(試運転費用) ● 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用) ● 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務等の費用)
② 損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)
③ 請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用
④ 失火見舞費用保険金	建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用。1事故1世帯あたり50万円。ただし、支払限度額(保険金額)の20%までとします。
⑤ 水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理したときの修理費用。1事故あたり10万円を限度とします。
⑥ 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象(建物・家財)が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。 建物：半焼以上(20%以上の損害) 家財：家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)

保険金をお支払いしない主な場合

契約概要
注意喚起情報

以下の事由によって起こった損害に対しては保険金をお支払いできません。すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変や暴動
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。地震保険のご契約をご確認ください。)
- 損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災
- 給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害
- 偶然な事故による破損等のうち、次のもの

- ・ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによるもの
- ・ 自然の消耗または劣化
- ・ 建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣
- ・ すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損
- ・ 電氣的または機械的の事故(特約により補償できる場合があります。)
- ・ 保険の対象の置き忘れや紛失
- ・ 液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害
- ・ 以下の家財や身の回り品に生じた事故
携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等

家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

- ・ 自動車や船舶等
- ・ クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- ・ 設備・什器や商品・製品等
- ・ 動物、植物等の生物
- ・ データやプログラム等の無体物等



主な特約とその概要

契約概要

オプション さらに、オプション(追加の補償)もご用意しています。ご契約の際には、それぞれ支払限度額をお選びいただけます。

特約(オプション)	補償するリスク	支払限度額(1事故あたり)
個人賠償責任補償特約 持ち家・賃貸住宅にお住まいの方共通	他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します(国内外の事故を補償します。) 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。	国内：1億円、無制限*1 国外：1億円
借家人賠償責任補償特約 賃貸住宅にお住まいの方向け	賃貸住宅で火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故を起こした場合の貸主に対する法律上の賠償費用を補償します。また、法律上の賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。	500万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円
建物管理賠償責任補償特約*1 マンションオーナー向け	建物の管理不備に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりした場合の法律上の賠償費用を補償します。	1,000万円、3,000万円、5,000万円、1億円、3億円、5億円
臨時費用補償特約	事故*2によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、損害保険金の10%をお支払いします。 臨時費用のお支払いの対象となる事故を限定することができます。	保険の対象(建物や家財等)ごとに100万円
類焼損害補償特約	ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で充分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。	1億円
携行品特約*3	一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)5千円を差し引いてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします(国内外の事故を補償します。)	保険期間を通じて30万円、50万円、100万円

① 被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の特約をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、特約の補償内容を十分ご確認ください。
*1 保険期間5年以下の場合に限り、ご契約いただけます。 *2 家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。
*3 保険期間1年の場合に限り、ご契約いただけます。

地震保険

保険の対象



居住用の建物・マンション戸室



家財

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

住まいの保険では地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災等の損害については保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。地震等による損害については、住まいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合

契約概要

保険の対象に地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときに保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、損害の程度によって下表のとおりです。

例えば…

地震の程度*1	お支払いする保険金の額
全損	地震保険保険金額の100%(時価*2が限度)
半損	地震保険保険金額の50%(時価*2の50%が限度)
一部損	地震保険保険金額の5%(時価*2の5%が限度)

*1 認定方法については「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。
*2 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

- 地震保険は住まいの保険とあわせてご契約いただけます(住まいの保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。)
- お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円(平成23年2月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。
- 一定の適用条件を満たした場合、保険料の割引があります。8ページをご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合

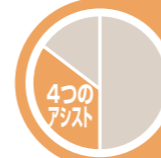
契約概要

注意喚起情報

以下の事由によって起こった損害に対しては保険金をお支払いできません。すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に起こったもの
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難 等

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高価貴金属等)、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。



4つのアシスト



事故防止アシスト メディカルアシスト 住まいの選べるアシスト 緊急時助かるアシスト

自動セット

すべてのご契約でご利用いただけるサービスです。

※各補償メニュー・サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。
※「住まいの選べるアシスト特約」は「火災・盗難時再発防止費用補償特約」のペットネームです。

例えば…

事故が起きないように、何か対策したい!

事故防止アシスト

情報サイト「セーフティコンパス」

日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。

※東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します。(ご利用にあたっては、保険証券記載の証券番号とパスワードが必要となります。)

ご利用はこちらまで <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

防災・防犯情報サイト

「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

メディカルアシスト

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

子どもが急に病気に! どうしよう!



※被保険者(補償を受けられる方)が個人のご契約の場合にご利用いただけます。
※東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

ご利用はこちらまで **24時間365日受付**

0120-708-110

オプション

「住まいの選べるアシスト特約」をご契約いただくことによってさらに2つのアシストをご利用いただけます。(本特約は保険期間5年以下で、盗難・水濡れ等リスクを補償している場合にご契約いただけます。)

住まいの選べるアシスト

東京海上日動におまかせください。補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故に遭われ、住まいの保険の損害保険金が支払われる場合に、以下の再発防止メニューを選択いただけます(1事故につき20万円が限度となります。)

発生した事故	補償メニュー
火災、落雷、破裂・爆発	●IHクッキングヒーターまたは火災防止機能付ガスコンロの設置 ●ガス台自動消火器の設置 ●据付型手動消火器の設置・投てき用消火器の購入 ●家庭用スプリンクラーの設置 ●避雷器(電気機器への落雷防止機器)の購入
盗難	●ホームセキュリティサービスの提供 ●防犯カギ、防犯ガラス・フィルム、防犯フィルム ●再発防止コンサルティングサービスの提供 ●防犯カメラ・センサー装置の設置 ●防犯用砂利の購入
共通(火災、落雷、破裂・爆発)または盗難	●防犯・防火金庫の設置 ●災害常備品の購入・消火フラスコの購入 ●植栽の設置

※お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、手配までに日数を要する場合や、手配できない場合があります。

事故が起きてしまった! また同じことがないようにしたい



※万が一補償メニューをご利用いただいた後に保険金のお支払対象外となった場合は、ご利用いただいた全額をご返金いたします。
※ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

「住まいの選べるアシスト特約」をご契約いただいたお客様は、提携会社による以下の応急処置サービスをご利用いただけます。

緊急時助かるアシスト

ご自身で手配された場合は、対象外となります。

提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむをえない事情によって、サービスの着手までに時間がかかる場合や、サービスをご提供できない場合があります。

一定のご利用条件があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の「緊急時助かるアシスト利用規約」をご参照ください。

カギのトラブル対応サービス(1年間に1回限度)

カギを紛失した場合またはカギの盗難に遭った場合に、専門会社による緊急開錠を行います。盗難の場合は、カギとシリンダー錠の交換も行います。
※出張料と作業料は無料です。カギの紛失の場合、カギと錠の交換をご希望される場合は費用はお客様の自己負担となります。

水回りのトラブル対応サービス(1年間に1回限度)

水回りのトラブル(トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ等)が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。
※出張料と応急処置作業料は無料です。本修理はお客様の自己負担となります。
※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介いたします。ハウスクリーニング費用はお客様の自己負担となります。

ご利用はこちらまで **24時間365日受付** **0120-562-690**

商品内容

I.ご契約時に確認いただきたいこと

II.ご契約後にご注意いただきたいこと

商品内容

I.ご契約時に確認いただきたいこと

II.ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

I ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、本内容をご契約者から被保険者にご説明ください。

以下の①～⑨については申込書等に記載されている番号と一致しています。申込書等の記載内容と照らし合わせてご確認ください。ご不明な点や疑問点がありましたら、代理店または東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)までお問い合わせください。
※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合は「保険契約継続証」、Web証券をご選択いただいた場合は弊社ホームページ上の「ご契約内容」と読み替えます。

1 被保険者(補償を受けられる方)



被保険者(補償を受けられる方)とは、保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。携行品特約や個人賠償責任補償特約等をご契約される場合は、別途被保険者本人をご指定ください。

2 保険の対象の所在地・物件種別・構造級別



●保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物(または家財等を収容する建物)の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずご契約者住所とは別に指定いただきます。

●物件種別(専用住宅・併用住宅)について

専用住宅 住居のみに使用する建物です。**併用住宅** 住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。用途(事業等の内容)に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただきます。

※住まいの保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいの保険をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいの保険と一部異なることがありますので予めご了承ください。

●構造級別について

建物の構造級別は保険料を決定する上で重要な項目です。以下の事項をご確認のうえ、「構造級別判定フローチャート」にしたがって、必ず☑してご確認ください。※保険の対象が「家財」等の動産である場合は動産を収容する建物をいいます。

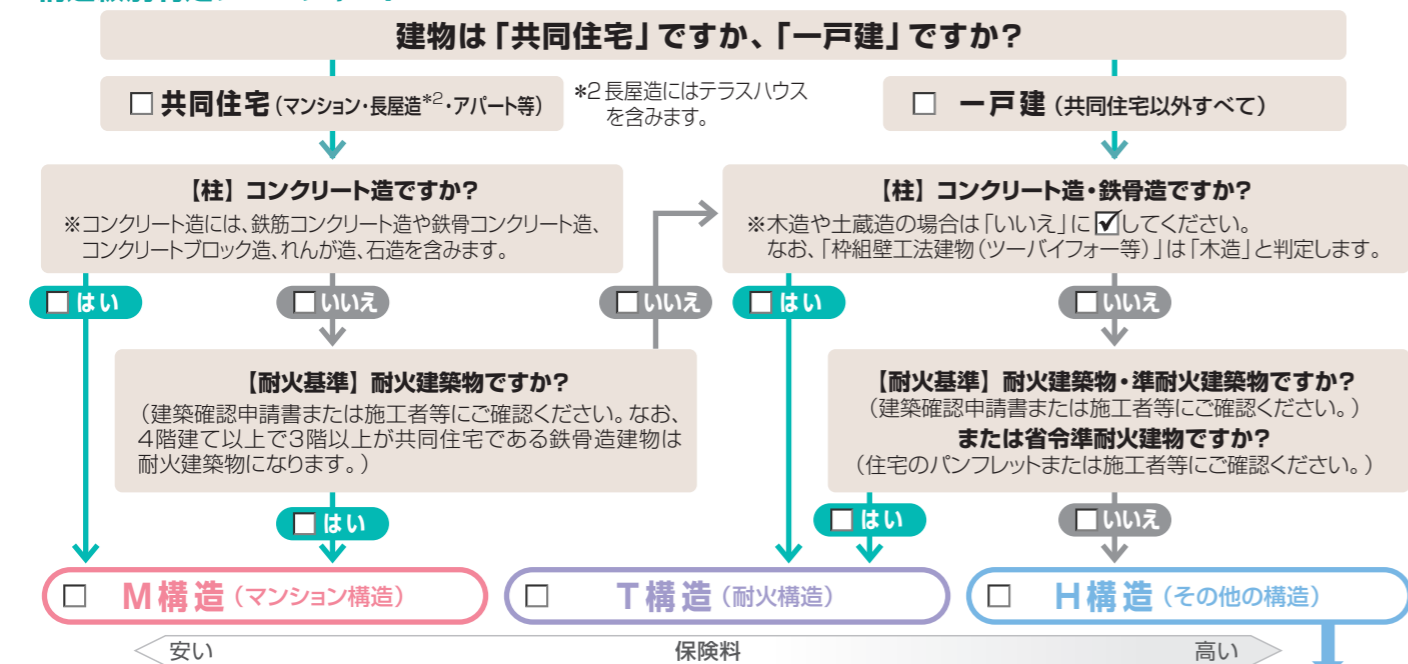
<構造級別判定のしくみ>

建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった【柱】の種類に着目して判定します。ただし、「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの建物の性能に応じた【耐火基準】を優先して構造級別を決定します。

- 例えば、以下のような場合には「木造」であっても「T構造(耐火構造)」になります。
- 1 建築確認申請書の第4面【耐火建築物】欄に「準耐火建築物」と記載または☑されている。
 - 2 施工者から「省令準耐火建物*1」に該当していると言われている。
- *1「省令準耐火建物」は建築確認申請書に記載されませんので、施工者にご確認ください。

【耐火基準】で判定する場合には、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面か施工者または不動産会社(以下、施工者等といいます。)による証明書をご提出いただく場合があります(住宅のパンフレット等で確認できることもあります。)。* 建物の柱が複数の異なる種類で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

<構造級別判定フローチャート> フローチャートにしたがい☑してください。



前契約の満期に合わせて契約を更新される場合のみご確認ください。
上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または弊社までお申出ください。
①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

※「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。

3 評価額の算出・支払限度額(保険金額)の設定



●住まいの保険の場合

●建物の評価額の算出方法について

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」です。

再取得価額 … 保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

建物の評価額の算出方法	
① 年次別指数法	建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません。)
② 新築費単価法	専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m ²)単価を面積に乘じて算出します。
③ その他の方法	上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には「その他」と表示されます。)

※6年以上の保険期間でご契約いただいた場合には、物価の変動等によって評価額の見直しを行っていただくことがあります。*門、塀、垣の金額や車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含みません。

●支払限度額(保険金額)の設定について

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください(事故が発生した場合には、設定した支払限度額(保険金額)の範囲内で実際の損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。)

建物	評価額を支払限度額(保険金額)として設定します。*1
家財 設備・什器 商品・製品	ご希望に応じて1口単位で支払限度額(保険金額)を設定します(1口は100万円。5口の場合は500万円。所有されている金額をご不明な場合は🏠をご参照ください。)*2*3*4

- *1 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。
- *2 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を30万円または50万円を設定します。
- *3 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。
- *4 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合もございます。ご希望される場合は代理店または弊社までご相談ください。

●地震保険の場合

●保険金額の設定について

建物 家財	建物、家財ごとに、住まいの保険の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲で地震保険の保険金額をお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。なお、事故が発生した場合には、再取得価額ではなく時価を基準とした額を限度にお支払いします。
-------	--

※既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

4 保険料の割引



●地震保険については、保険の対象である建物(保険の対象が家財の場合は、家財を収容する建物をいいます。)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写(下表に記載しています。)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

割引種類	適用条件	ご提出いただく確認資料*1
建築年割引(10%)	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(「建物登記簿謄本」、「建築確認書」等)
耐震等級割引(等級に応じて10%・20%・30%)	耐震等級*2を有している建物であること	①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「建設住宅性能評価書」(未交付の場合は「設計住宅性能評価書」) ②以下の2つの書類(a.のみ場合は耐震等級割引(20%)が適用されます。) a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(「認定通知書」等) b.「耐震等級」・「免震建築物」の確認ができる登録住宅性能評価機関等が発行した書類(「技術的審査適合証」等)
免震建築物割引(30%)	免震建築物*2に該当する建物であること	
耐震診断割引(10%)	耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること	①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類 ②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(「耐震基準適合証明書」、「住宅耐震改修証明書」等)

- *1 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
- *2 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「耐震等級」または「免震建築物」をいいます。

●団体扱の場合、住まいの保険に団体扱割引を適用することがあります。



家財について、所有されている金額がご不明な場合は、右の表を参考にして支払限度額(保険金額)を設定してください。

<家財の所有金額の目安> (単位:万円)

区分	面積	33m ² 未満	33~66m ² 未満	66~99m ² 未満	99~132m ² 未満	132m ² 以上
持ち家		560	920	1,160	1,510	1,840
賃貸住宅		340	620	860	1,100	1,360

5 保険料の払込方法等(保険期間・責任開始日時)

契約概要 注意喚起情報 申込書⑤

●保険料の払込方法について

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
金融機関での口座振替*2、クレジットカード	○ (5%割増)	○	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書(銀行等での振込み)	×	×	○

※保険期間を問わず、原則として始期日以降は、ご指定いただいた払込方法の変更はできません。
※お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱や、ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法もあります。

❗ 払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・振込金受取書・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

※ご契約時に直接保険料を払込みいただく方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただきます場合があります。

※月払のご契約の場合、最終回目の分割払保険料は満期日の属する月に請求します。口座振替の場合、振替日が満期日以降となることがあります。

*2・払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。
・弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引き落としができませんのでご注意ください。

金融機関での口座振替やクレジットカード*1での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求します(保険料振替口座、クレジットカードの確認等の手続きが遅延した場合はこれと異なることがあります。)

*1 クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。

※住まいの保険の保険期間が6年以上の場合、地震保険は口座振替による保険期間1年の自動継続となります。



●保険料の払込みが遅れたとき(払込猶予期間)

保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末*3、クレジットカード払、払込取扱票払、請求書払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただきますことがあります。

*3 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

●保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)について

保険期間は1年から5年の整数年*4で設定してください(6年以上の保険期間をご希望される場合は代理店または弊社までご相談ください。)。弊社の保険責任は、始期日の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

*4 保険の対象に商品・製品を含む場合は、保険期間は1年に限りです。

6 他の保険契約等がある場合

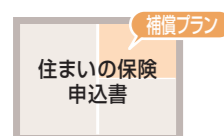
申込書⑥

他の保険契約等とは、この保険契約以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

7 補償プランのご確認

申込書⑦

ご契約される「補償プラン」について、申込書等に記載されている内容をご確認ください。



「住まいの保険 申込書」
「保険の対象とするもの」、「保険期間」、「支払限度額(保険金額)」、「補償内容」、「特約」等につきましては、申込書等の「補償プラン」の欄に記載されています。ご希望どおりの内容になっているかご確認ください。

●保険料について

保険料は、支払限度額(保険金額)、保険期間、免責金額(自己負担額)、建物の所在地、構造等に応じて異なります。具体的な保険料や、異なる契約条件(保険期間や免責金額等)を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

8-1 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要 注意喚起情報 申込書⑧

住まいの保険は4ページ、地震保険は5ページの「保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。

❗ お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は、「ご契約のしおり(約款)」に掲載している普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

払込期日：保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料(一時払保険料を含みます。)の払込期日は、原則として以下のとおりです。
口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日(原則26日)
クレジットカード・払込取扱票・請求書による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末



8-2 告知義務・通知義務等

注意喚起情報 申込書⑧

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

告知義務	申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)
通知義務	申込書等に☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

建物(または家財等を収容する建物)の構造または用途を変更した場合は、通知義務の対象となります。必ずご連絡ください。

必ずご連絡ください。



- なお、通知義務の対象ではありませんが、以下の場合にもご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合は、あらかじめご連絡ください。
 - 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合は、あらかじめご連絡ください。
 - ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご連絡ください。
 - 事故が発生した場合は、直ちにご連絡ください。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

8-3 補償の重複に関するご注意

申込書⑧

被保険者(補償を受けられる方)またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約される時等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

8-4 しっかり更新サポート(満期を迎えるとき)

申込書⑧

弊社は、ご契約が満期を迎えるとき、ご契約の更新手続きについて、「早期」に「しっかり」とお客様にご案内します。安心してご契約手続きをしていただくための仕組みが「しっかり更新サポート」です。

しっかり更新サポートの対象契約(保険期間が5年以内の場合は原則自動セット)

ご契約時に、更新特約(「保険契約の更新に関する特約」および「住まいの補償の更新に関する特約」)をご契約されている場合に対象となります。保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。

サポート内容

<p>しっかり① 更新のご案内</p> <p>満期日の2か月前をめどに、封書にて更新のご案内(「更新ガイドブック」)をお送りします。このご案内で、更新後のご契約内容を「しっかり」ご検討いただくことができます。更新のご案内が到着後、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。</p>	<p>しっかり② 万が一の際の「更新バックアップ」</p> <p>万が一満期日までにご契約者にご連絡がとれず、ご契約者から更新されない旨のお申出がない場合は、更新特約にもとづき、更新前のご契約と同様*1のご契約内容にてご契約を「しっかり」自動更新(更新バックアップ)します。</p> <p>*1 建物は、更新時に支払限度額(保険金額)を見直します。その他の内容についても一部変更となる場合があります。</p>
---	--

※保険契約の更新に関する特約の適用を希望しない場合(ご契約を更新しない場合等)、満期日までにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり自動更新(更新バックアップ)されず、下記「更新後契約における事故発生時の取扱い」の適用はありません(「住まいの保険」自動更新停止のお知らせ)をお送りします。)

※更新特約を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新バックアップ)された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。)

※所定の条件により、ご契約が自動更新(更新バックアップ)されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。

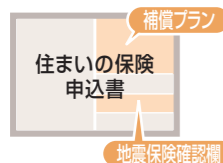
更新後契約における事故発生時の取扱い

更新特約を適用した更新後契約において事故が発生した場合、以下の条件をすべて満たすときには、初回保険料が払い込まれたものとして保険金をお支払いします。

- (1) 保険契約継続証等に初回保険料*2の払込期日の記載があること。
- (2) 事故の発生の日が初回保険料*2の払込期日以前であること。
- (3) 事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること(更新前契約に保険料払込期日がない場合は、更新前契約の保険料の全額が払い込まれていること。)

*2 一時払保険料を含みます。

9 地震保険に関するご確認



地震保険の"ご加入の有無"、"ご契約内容"、"ご契約の対象が居住用建物または家財（高額貴金属等を除く）であること"等については、申込書等の「補償プラン」の欄に記載されています。ご希望どおりのご契約内容になっているかご確認ください。

⚠ 地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険未加入時のご確認欄（地震保険確認欄）」にご署名（法人の場合はご捺印）が必要です。

ご契約のしおり（約款）・保険証券の発行について

「ご契約のしおり（約款）」・「保険証券」の発行方法について、以下のいずれかをご選択ください。

ご契約のしおり（約款）	「Web約款（ご契約のしおり（約款）を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法）」または「冊子での送付」
保険証券	「Web証券（保険証券を発行せずにご契約内容を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法）*1」または「書面での発行」

*1 法人契約や明細型契約等一部のご契約は、「Web証券」をご選択いただけません。書面で保険証券を発行します。また、質権付契約で「Web証券」をご選択いただいた場合、質権者様へお送りすべき保険証券については書面で発行します。

「Web証券」をご選択いただいたお客様は、弊社ホームページ内の契約者さま専用ページでご契約内容をご確認いただくこととなりますので、専用ページのID・パスワードやご契約内容の確認方法等をご案内する「ご契約内容の確認方法のご案内ハガキ*2」をお送りします。大切に保管してください。

*2 地震保険をあわせてご契約いただいた場合、ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料に対する「地震保険料控除証明書」を添付します。

なお、弊社では、地球環境保護のため「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー（Green Giftパートナー）として、「Green Gift」プロジェクトを推進しています。詳細は弊社ホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご参照ください。

* 「Web約款」を新規にご選択いただいたお客様は、弊社より契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただきます。



個人情報の取扱い

弊社および東京海上グループ*1各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
- ② 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④ 再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*1 「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご参照ください。

満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について



- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 解約時に解約返れい金をお支払いできる場合があります。

ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約時にご契約者または被保険者（補償を受けられる方）に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。
 - ・ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社はご契約を解除することができます。
 - ・ご契約者や被保険者（補償を受けられる方）が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し被保険者（補償を受けられる方）に詐欺の行為があった場合 等

団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ

団体扱・集団扱でご契約いただけるのは、ご契約者のお勤め先等と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交わしている場合で、ご契約者・被保険者（補償を受けられる方）が、それぞれ下表の範囲に該当するときに限られます（団体扱・集団扱のご契約には、団体扱・集団扱特約が自動セットされます。）。

	団体扱・集団扱特約によるご契約が可能な場合	金融機関等融資物件に関する特約（団体扱・集団扱特約用）によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① 企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ② 系列会社の社員の方*1 ③ 退職者の方*1 <p>*1 系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。詳細はお取扱い窓口にご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方（役員・従業員等） 	銀行や信用金庫等の金融機関に対して、賦払債還債務（住宅ローン等）を負う債務者の方
被保険者（補償を受けられる方）の範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① ご契約者 ② ご契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同じ。） ③ ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ④ ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族 	金融機関の融資の対象である建物およびその建物に収容される家財等の所有者

団体扱・集団扱でご契約の場合、以下の理由により団体扱・集団扱特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください（保険期間が2年以上の場合は翌始期当日までの保険料を一括して払込み後、払込方法を変更していただきます。）。

- ① 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ② 脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③ 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ お勤め先等と弊社の間で交わしている「保険料の集金に関する契約書」に定められた保険契約者の人数に不足する場合
- ⑤ 保険料が集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合

等

* 保険期間の開始後、保険料の払込み前に生じた事故による損害について、その後、弊社が集金事務を委託している集金者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますのでご注意ください。

その他ご契約時にご注意いただきたいこと

- ① ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。
- ② 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- ③ ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- ④ 損害保険会社等の間では、保険金のお支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。
- ⑤ 質権を設定される場合は、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。
- ⑥ 個人契約の場合、地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり、住まいの保険の保険料については保険料控除の対象となりません（平成23年2月現在）。
- ⑦ 建物をご契約される場合、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）等から融資を受けている場合は弊社でのお引受けができないことがあります。
- ⑧ 現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。
 - ・返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
 - ・新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ⑨ ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこのご契約の権利および義務が移転します。
- ⑩ 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-071-281

受付時間：平 日 午前9時～午後8時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

0570-022808

受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）

II ご契約後にご注意いただきたいこと

1 クーリングオフしたいとき(クーリングオフ説明書)



クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*1ができる制度のことをいいます。

*1 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

クーリングオフできる場合

保険期間が1年を超えるご契約が対象です。ご契約者がご契約を申し込まれた日またはこの説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内(消印有効。普通便で可。)であれば、ご契約のお申込みの撤回または解約(クーリングオフ)を行うことができます。なお、既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

クーリングオフの方法

上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社あてに必ず郵便にてご通知ください(右の<記入例>をご参照ください。)。ご契約を申し込まれた代理店では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。

ご返金について

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料は、速やかにご契約者にお返しします。また、弊社およびご契約の代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。ただし、ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日からご契約の解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

クーリングオフできない場合

以下のご契約は、クーリングオフできませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約(保険契約の更新に関する特約をご契約いただいた場合を含みます。)
- 通信による契約申込に関する特約により申し込まれたご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約(保険金請求権に質権が設定されたご契約等)
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約

等

< 記入例 >

下記の保険契約をクーリングオフします。	郵便はがき
申込人住所	〒1100004
氏名	東京海上日動火災保険株式会社
電話 自宅 ()	東京海上日動火災保険株式会社
勤務先 ()	東京海上日動火災保険株式会社
・申込日:	東京海上日動火災保険株式会社
・保険種類: 住まいの保険	東京海上日動火災保険株式会社
・証券番号*2:	東京海上日動火災保険株式会社
・ご契約の営業店:	東京海上日動火災保険株式会社
・ご契約の代理店:	東京海上日動火災保険株式会社

*2 申込書控の右上に記載しております。



4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人*1」、またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*2まで補償されます。
- 地震保険契約はすべてのご契約が全額補償対象となります。

*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。

*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

2 解約されるとき(解約と解約返れい金)



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合、保険料を解約日以降に請求することがあります。

3 事故が起こったとき

- 1 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。なお、火災事故が発生した場合、身の安全を確保のうえ、消防署への連絡、消火活動、近隣への避難勧告等の初期対応を行ってください。
- 2 個人賠償責任や借家人賠償責任等の法律上の損害賠償責任を補償する特約(オプション)をご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 3 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
 - 建物登記簿謄本、印鑑証明、住民票等の被保険者(補償を受けられる方)または保険の対象であることを確認するための書類
 - 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 4 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 5 保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で支払限度額(保険金額)の100%となった場合*1、ご契約は損害発生時に失効します。地震保険においては、損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合、損害発生時に失効します。なお、この規定によりご契約が失効しないかぎり、保険金のお支払いにより支払限度額(保険金額)が減額されることはありません*2。

*1 保険の対象が建物の場合には「全損時の保険金支払に関する特約」により保険金が支払われたときを含みます。

*2 携行品特約を除きます。

- 6 損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、4ページの「費用保険金」をご確認ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、裏表紙をご参照ください。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。
※申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ(ご契約についての各種サービス機能)をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故は119番・110番



0120-119-110

受付時間:

24時間365日

携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶

(「ア」行に登録できます)



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください



0120-691-300

受付時間: 午前9時~午後8時(平日、土日祝とも)

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。